

神奈川県ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総則

第1条(名称) 本会は、神奈川県ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条(事務所) 本会は、事務所を理事長所在の所に置く。

第3条(目的) 本会は、神奈川県ミニバスケットボール競技界を統括し、代表する団体として、ミニバスケットボールの普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第二章 事業

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会
2. 各種講習会
3. ミニバスケットボールの指導ならびに普及に関する事業
4. 各地区組織、加盟団体の相互調整と連携に関する事業
5. その他本会の目的達成のために必要となる事業

第三章 組織

第5条(組織) 本会は、次の各地区連盟(組織)に所属し、本会の趣旨に賛同し加盟したミニバスケットボールチームで構成される。

1. 川崎地区
2. 横浜地区
3. 横須賀地区
4. 湘南地区
5. 小田原地区
6. 北相地区
7. 平塚地区

第四章 登録

第6条(登録) 本会に登録する団体は、本会の主旨を尊重し、次の条件を満たした健全な団体とする。登録は、団体の所属する地区連盟を経て行い、地区連盟に所属する団体は全て本会に登録しなければならない。

1. 団体の名称、責任者、指導者、保護者会代表者を備えている。
2. 保護者の同意を得た健康な児童で構成された選手一覧を提出できる。
3. 主たる年間計画、予算、定期的な健康観察計画を備えている。
4. 団体保険協会(スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険など)に加入している。
5. 日本ミニバスケットボール連盟にチーム登録している。
6. 財団法人日本バスケットボール協会及び神奈川県バスケットボール協会にチーム加盟し、選手は個人登録している。

第7条(脱退・除名) 本会の登録団体で次の場合には、本会より資格を失う。

1. 加盟団体からの脱退の申請があった時。
2. 本会の目的に反する行動をとったり、本会の名誉を毀損したりして、理事会で認め時。

第五章 役員

第8条(役員) 本会は、次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 会長 1名 | 2. 副会長 若干名 | 3. 理事長 1名 |
| 4. 副理事長 若干名 | 5. 常任理事 若干名 | 6. 理事 若干名 |
| 7. 委員 若干名 | 8. 会計監査 2名 | 9. 顧問 若干名 |
| 10. 参与 若干名 | | |

第9条(会長) 会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。

会長は、本会を統理し、代表する。

第10条(副会長) 副会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第11条(理事長) 理事長は、常任理事の中から互選され会長が委嘱する。

理事長は、連盟の会務を掌握し、その執行の責任者となる。

第12条(副理事長) 副理事長は常任理事の中から互選され会長が委嘱する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第13条(常任理事) 常任理事は、各地区代表者に加え、理事会の互選および理事長の指名により選出され、会長が委嘱する。常任理事は、本会の会務を分掌・処理するとともに、常任理事会を構成する。

第14条(理事) 理事は、各地区連盟および会長の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。

理事は、常任理事会の決定により業務を分担するとともに、理事会を構成する。

第15条(委員) 委員は、理事会の要請により各地区連盟の推薦を受けて、会長が委嘱する。

委員は、委員会に所属し、常任理事会・理事会で審議決定された事項について、理事と協力し、その執行にあたる。

第 16 条(会計監査) 会計監査は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

会計監査は、本会の財務について監査を行う。

第 17 条(顧問) 顧問は、常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

顧問は、本会運営の相談役とする。

第 18 条(参与) 参与は、常任理事会の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。

参与は、必要に応じて、本会の事業推進について相談を受けたり参加したりする。

第 19 条(任期) 本会役員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠損が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第六章 会議

第 20 条(会議) 本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会、各委員会とする。

第 21 条(総会) 総会は、本会最高の決議機関とし、次の通りとする。

1. 総会は本会役員と各チーム代表者で構成され、その 2 / 3 以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の決議により議決とする。
2. 総会は、年 1 回(原則として 4 月)会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、または各チーム代表者の 1 / 4 以上の署名による要求がある場合には、会長が招集して、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、本会の事業計画、予算及び決算、役員の選出、規約改正、その他、必要な事項について審議決定する。

第 22 条(常任理事会) 常任理事会は、理事長、副理事長および常任理事で構成され、必要に応じて理事長が招集する。常任理事会は、本会の執行審議機関として、本会事業の実施に必要なことを審議決定する。また、理事会に諮るべき事項については緊急なときは、常任理事会で決定し、後刻理事会に報告する。構成員の半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第 23 条(理事会) 理事会は、理事および常任理事会構成員で構成され、必要に応じ理事長が招集する。理事会は本会の審議機関として、本会事業実施上の重要なことについて審議決定する。定足数および議決については、前条を準用する。

第 24 条(委員会) 本会には、次の委員会を置き、常任理事を委員長として運営される。

1. 総務委員会
本会の記録・保管をするとともに事業推進及び通信連絡等を行う。
2. 財務委員会
本会の財務全般を統理する。
3. 競技委員会
本会主催の大会の企画や競技日程・会場等の交渉調整等を行う。
4. 審判委員会
審判技術向上のため、ルール伝達や審判技術の講習会を行う。
5. 技術委員会
技術向上と児童の親睦を図ることを目標とし、講習会や地区選抜交歓大会等の企画運営を行う。
6. 広報委員会
本会活動の PR や大会の途中経過及び結果等の集約をし、報道機関との連絡等を行う。
7. 渉外委員会
本会活動を円滑に遂行するために、外部団体等関係諸機関との交渉・連絡等を行う。

第七章 会計

第 25 条(経費) 本会の経費は、登録金、補助金、寄付金等その他の収入を持ってこれに充てる。

第 26 条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条(登録金) 本会に登録しようとする団体は、毎年所定の登録金を各地区連盟を通して、納入しなければならない。

登録金は総会で決定し、これに関する規定は別に定める。

第八章 規約改正

第 28 条(規約改正) 本会規約は、総会において、出席者の 2 / 3 以上の承認を得て改正できる。

第九章 附則

第 29 条(附則) この規約を実行するのに必要な細則は、別に定めることができる。

第 30 条(発効) 本規約は昭和 55 年 12 月 2 日より有効となる。

平成 11 年 4 月 10 日一部改正

平成 13 年 4 月 14 日一部改正

平成 15 年 4 月 12 日一部改正

平成 19 年 4 月 14 日一部改正

平成 20 年 4 月 12 日一部改正

平成 21 年 4 月 25 日一部改正